株式会社 CKサンエツ

2020年度
定時株主総会
招集ご通知

日 時

2021年６月22日(火曜日)
午前10時

場 所

富山県高岡市守護町二丁目12番１号
株式会社CKサンエツ
本社事務所棟　３階　大会議室

議 案

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件
第４号議案　取締役に対する株式報酬制度の変更及び継続の件
第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

新型コロナウイルスの感染が広がっております。
本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスクの着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。
ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

目 次

定時株主総会招集ご通知…… 1
事業報告…… 5
連結計算書類…… 24
計算書類…… 26
監査報告…… 28
株主総会参考書類…… 34

株式会社CKサンエツ
証券コード 5757

証券コード 5757
2021年6月7日

株 主 各 位

富山県高岡市守護町二丁目12番１号
株式会社 CKサンエツ
代表取締役社長 釣 谷 宏 行

2020年度定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社2020年度定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って、2021年６月21日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

１．日　　時　2021年６月22日（火曜日）午前10時
２．場　　所　富山県高岡市守護町二丁目12番１号
　株式会社ＣＫサンエツ　本社事務所棟　３階　大会議室
３．目的事項
報告事項
１．2020年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．2020年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件
第４号議案　取締役に対する株式報酬制度の変更及び継続の件
第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

４．議決権の行使についてのご案内
（１）書面による議決権行使の場合
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月21日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。
（２）インターネットによる議決権行使の場合
　インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（３頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年６月21日（月曜日）午後５時までに行使してください。
（３）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.cksanetu.co.jp）に掲載しております。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.cksanetu.co.jp）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net

2．議決権行使の方法について
（1）パソコンをご利用の方
上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
（2）スマートフォンをご利用の方
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3．議決権行使のお取扱いについて
（1）議決権の行使期限は2021年６月21日（月曜日）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（2）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（3）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

（4）パソコンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
（1）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］0120（652）031　（受付時間　9：00～21：00）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせてください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行　証券代行部
［電話］0120（782）031　（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年春以降急速に景気が悪化しましたが、昨秋以降は、半導体や自動車などの製造業で、需要が急回復しました。当社グループ（当社及び連結子会社）の主要原材料で製造業全般の動向を映す銅の価格は、世界同時的な金融緩和の影響もあり、一本調子に上昇を続けました。

このような経営環境のもと、当社グループでは、昨夏、一時的に需要が減少したため、臨時休業日を設けて雇用調整助成金を受給しましたが、昨年末には、通常操業に復しました。なお、2020年６月26日に、当社の100％子会社のサンエツ金属株式会社は、①日立アロイ株式会社から黄銅棒事業及び加工品事業と黄銅線製造設備を譲り受ける契約を締結し、2021年1月5日に譲受しました。②日立金属株式会社から同社桶川工場の銅合金事業譲り受け、日立金属商事株式会社から当該事業に関する営業権を譲り受ける契約を締結し、2021年3月1日に譲受しました。また、当社の子会社のシーケー金属株式会社は、昨年廃業した同業他社から配管機器製造設備を譲受し、それらを収容するための工場の建設に着手しました。

当社グループの連結業績については、感染拡大の影響により、伸銅事業の販売量が、住宅・建設や、電気・電子機器などの分野で減少したため、売上高は691億30百万円（前期比8.4％減少）となりました。営業利益は、銅相場上昇に伴う原料相場差益が発生し、53億92百万円（同24.5％増加）となりました。経常利益は、銅や亜鉛の相場変動によって生じる損益への影響を打ち消すためにデリバティブ取引を行っていることから、相場の上昇によって営業利益が嵩上げされた一方で、デリバティブ損失が52億49百万円、デリバティブ評価損が２億57百万円発生したため、４億22百万円（同92.8％減少）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は１億74百万円（同95.0％減少）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

伸銅

伸銅事業では、感染拡大の影響により、住宅・建設や、電気・電子機器などの分野での需要が低迷したため、販売量は８万8,588トン（前期比9.9％減少）となりました。売上高は、銅相場が前年同期と比較して高い水準であったものの、感染拡大の影響により、568億46百万円（同7.6％減少）となりました。セグメント損益は、銅相場の上昇に伴う原料相場差益が発生したため、42億50百万円（同59.3％増加）のセグメント利益となりました。

精密部品

精密部品事業では、感染拡大の影響により、レンズ交換式カメラに使用されるカメラマウントなどの需要が低迷したため、売上高は31億71百万円（前期比17.4％減少）となり、セグメント損益は２億８百万円のセグメント損失（前期はセグメント損失80百万円）となりました。

配管・鍍金

配管・鍍金事業では、感染拡大の影響により、配管機器需要が低迷したため、売上高は91億11百万円（前期比9.9％減少）となり、セグメント損益は10億28百万円（同26.8％減少）のセグメント利益となりました。

② 設備投資の状況

設備投資の総額は33億48百万円でした。その主なものは、サンエツ金属株式会社高岡工場に新設した間接押出ライン、同社に導入した新基幹システムなどであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社子会社のサンエツ金属株式会社は、2021年１月５日を効力発生日として、日立アロイ株式会社より黄銅棒事業及び加工品事業を譲り受けました。

当社子会社のサンエツ金属株式会社は、2021年３月１日を効力発生日として、日立金属株式会社より同社桶川工場の銅合金事業を、日立金属商事株式会社より同事業の営業権を譲り受けました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	2017年度 (2017.4～2018.3)	2018年度 (2018.4～2019.3)	2019年度 (2019.4～2020.3)	2020年度 (当連結会計年度) (2020.4～2021.3)
売上高（百万円）	83,421	84,614	75,447	69,130
経常利益（百万円）	5,897	5,001	5,862	422
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,636	3,318	3,476	174
１株当たり当期純利益（円）	454.22	410.64	424.53	21.16
純資産（百万円）	33,915	37,053	40,361	40,413
総資産（百万円）	58,160	57,396	56,004	66,145

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サンエツ金属株式会社	301百万円	100.00%	伸銅・精密部品
シーケー金属株式会社	176	88.98	配管・鍍金
日本伸銅株式会社	1,595	50.46	伸銅
三越金属（上海）有限公司	23	100.00	伸銅（販売）
台湾三越股份有限公司	10	100.00	伸銅（販売）

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	サンエツ金属株式会社
特定完全子会社の住所	富山県砺波市太田1892番地
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額	6,419百万円
当社の総資産額	18,497百万円

⑷ 対処すべき課題

伸銅事業では、当社100%連結子会社であるサンエツ金属株式会社と連結子会社日本伸銅株式会社とのシナジーを追求し、競争力と企業価値の向上に努めて参ります。

また、配管・鍍金事業では、差別優位を確立するため、配管機器の新製品と溶融亜鉛鍍金の新技術を開発することに全力を傾注します。

さらに、当社グループといたしましては、今後ともシナジーの追求を目的とした他社との業務提携などを、積極的に推進していく所存です。

⑸ 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

伸銅事業、精密部品事業、配管・鍍金事業を主たる事業としております。

⑹ 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

① 当社

・本店　富山県高岡市守護町二丁目12番1号

② 子会社

(国内)

サンエツ金属株式会社

・本店　富山県砺波市太田1892番地
・工場　高岡市・砺波市・茨城県石岡市
・支店　東京・大阪・名古屋

シーケー金属株式会社

・本店　富山県高岡市守護町二丁目12番１号
・工場　高岡市
・支店　東京・大阪・名古屋・金沢
・営業所　北海道・仙台・広島・福岡・北陸（高岡市）

株式会社リケンＣＫＪＶ

・本店　富山県高岡市守護町二丁目12番１号
・工場　高岡市

日本伸銅株式会社

・本店　大阪府堺市堺区匠町20番地１
・工場　堺市
・支店　東京・大阪

（海外）

三越金属（上海）有限公司	中国上海市
台湾三越股份有限公司	台湾台中市

⑺ **使用人の状況**（2021年３月31日現在）

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
伸銅事業	505名	3名減
精密部品事業	94	2名増
配管・鍍金事業	317	2名減
合計	916	3名減

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	3,500百万円
株式会社北國銀行	2,500
三井住友信託銀行株式会社	1,700

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ **株式の状況**（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　29,600,000株
② 発行済株式の総数　8,867,000株
③ 株主数　3,318名
④ 大株主（上位10名、持株数千株未満切り捨て）

株主名	持株数	持株比率
ＣＫサンエツ従業員持株会	1,042千株	11.88%
ＣＫサンエツ取引先持株会	918千株	10.46%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	581千株	6.63%
株式会社北陸銀行	370千株	4.22%
株式会社北國銀行	330千株	3.76%
釣谷　圭介	251千株	2.87%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	214千株	2.45%
株式会社リケン	194千株	2.22%
東泉産業株式会社	193千株	2.20%
富源商事株式会社	192千株	2.19%

（注）１．当社は、自己株式93,699株を保有しております。
２．持株比率については、自己株式を控除した発行済株式総数により算出しております。

⑵ **新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	釣谷　宏行	サンエツ金属株式会社代表取締役社長 シーケー金属株式会社代表取締役社長 株式会社リケンＣＫＪＶ代表取締役社長 日本伸銅株式会社代表取締役会長 伏木海陸運送株式会社社外取締役
専務取締役	釣谷　伸行	営業管掌
常務取締役	大橋　一善	技術・開発管掌
常務取締役	原田　孝之	製造管掌
取締役	松井　大輔	管理統括部長
取締役	井波　栄三郎	監査・規格管理部長
取締役（常勤監査等委員）	浜田　亘	
取締役（監査等委員）	桝田　和彦	株式会社ＵＡＣＪ名誉顧問
取締役（監査等委員）	山田　政雄	ＤＯＷＡホールディングス株式会社代表取締役会長 藤田観光株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	伊勢　正幸	

（注）１．取締役浜田亘氏、桝田和彦氏、山田政雄氏、伊勢正幸氏は、社外取締役であります。
２．浜田亘氏は、公認会計士としての資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社の取締役（常勤監査等委員）として豊富な経験と実績を有しておりますので、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材であることから、常勤の監査等委員として選定しております。
３．当社は浜田亘氏、桝田和彦氏、山田政雄氏、及び伊勢正幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役との間で、会社法第426条第１項及び会社法427条第１項並びに定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができますが、契約の締結は行っておりません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で

締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社グループの役員等（ただし、会計監査人を除く）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等の民事訴訟や刑事手続・行政手続による損害が填補されることになります。

④　取締役の報酬等

イ）役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年１月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、イにおいて「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです（なお、下記のとおり、一部については2021年５月21日開催の取締役会において変更する決議をしております。）。

ａ．取締役の個人別の報酬等（固定報酬等かつ金銭報酬等に限る）の額又は算定方法の決定方針

個々の職責及び実績、会社業績や過去の支給実績等を勘案のうえ、決定するものとする。

ｂ．業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容、業績連動報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針

信託を用いた株式報酬制度とし、原則として退任時に当社株式を交付する。

取締役会決議により制定・改廃される株式交付規程に基づき、決定するものとする。

※　2021年５月21日開催の取締役会において、以下のとおり変更する決議を致しました。

ｂ．非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方針の決定方針

信託を用いた株式報酬制度とし、原則として退任時に当社株式を交付する。具体的には、当社の取締役会で定める株式交付規程（なお、既に制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しています。）に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与し、各取締役の退任時に、各取締役に付与されたポイントの累積値を算定し、かかるポイントに応じた当社株式の交付を行う。

ｃ．固定報酬等、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

役員報酬の額は、定額報酬である「固定報酬」と「業績連動報酬」により構成されており、その割合の決定方針は概ね85％：15％とする。

※　2021年５月21日開催の取締役会において、以下のとおり変更する決議を致しました。

ｃ．固定報酬等、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

役員報酬の額は、固定報酬である「基本報酬」と、非金銭報酬である「株式報酬」により構成されており、その割合は80％：20％とする。

d．取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針
条件の決定方針は、代表取締役社長に一任し、毎年、７月度役員報酬より改定する。
※　2021年５月21日開催の取締役会において、以下のとおり変更する決議を致しました。
d．取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針
基本報酬については、月次に分割して支給する。株式報酬については、原則として退任時に当社株式を交付する。
その他、取締役に対し報酬等を与える条件の決定方針は、代表取締役社長に一任し、毎年、７月度役員報酬より改定する。
e．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役に委任するときは、当該取締役の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容
報酬等の額の決定について、代表取締役社長釣谷宏行に一任するものとする。なお、当該権限が適切に行使されるようにするため、決定の過程において、監査等委員会に意見を聴取するものとする。

ロ）取締役に支払った報酬等の総額

区　　分	員　数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
取締役（監査等委員を除く）	6名	206百万円	206百万円	－百万円
（うち社外取締役）	（－名）	（－百万円）	（－百万円）	（－百万円）
取締役（監査等委員）	4名	28百万円	28百万円	－百万円
（うち社外取締役）	（4名）	（28百万円）	（28百万円）	（－百万円）
合　　計	10名	235百万円	235百万円	－百万円
（うち社外役員）	（4名）	（28百万円）	（28百万円）	（－百万円）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．業績連動報酬等に係る指標は、連結経常利益であり、当該指標を選択した理由は、伸銅事業の業績は、主要原材料である銅の相場に左右され、連結営業利益が変動する傾向にありますが、原料相場のリスクヘッジのためのデリバティブ取引を行うことで連結経常利益段階での安定的な利益の確保を目指しているためであります。
業績連動報酬等は、役位及び連結経常利益の達成率に応じて算出される数のポイントを制度対象者である各取締役に付与し、各取締役には、取締役の退任時に、ポイントの累積値を算定し、かかるポイントに応じた当社株式等の交付を行っています。
なお、当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の目標は、連結経常利益５億円で、実績は４億22百万円でしたので、達成率は84.5％となったものの、対応する業績連動報酬等を計上すると、達成率は80.0％を下回るため、業績連動報酬等はゼロとしています。

3．業績連動報酬等は非金銭報酬等でもあります。非金銭報酬等の内容は当社株式等の交付を受けることができるポイントとなります。割当ての際の条件等及び当事業年度における交付状況は「ロ）取締役に支払った報酬等の総額　注２」のとおりであります。
4．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年６月23日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、2016年６月23日開催の定時株主総会において、株式交付信託報酬として、年額58,500ポイント（１ポイント＝当社株式１株）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、７名です。
5．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年６月23日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、４名です。
6．報酬等の額の決定について、代表取締役社長釣谷宏行に一任しています。委任の理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、当該権限が適切に行使されるようにするため、決定の過程において、監査等委員会に意見を聴取しております。

ハ）当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ニ）社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤　社外役員に関する事項

イ）他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役桝田和彦氏は、株式会社ＵＡＣＪの名誉顧問であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
・取締役山田政雄氏は、ＤＯＷＡホールディングス株式会社の代表取締役会長であり、藤田観光株式会社の社外取締役であります。当社と各社との間には特別な関係はありません。

ロ）当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（常勤監査等委員） 浜田　亘	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、また、監査等委員会13回の全てに出席しました。 公認会計士として長年の監査実務等での経験をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っており、ＫＡＭ（監査上の主要な検討事項）の強制適用にあたり、当社の会計監査人以外の監査法人出身者として、独立した立場から助言・指導を実施しました。 また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 桝田和彦	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、また、監査等委員会13回の全てに出席しました。 株式会社ＵＡＣＪ名誉顧問の見識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っております。毎月の経営会議も傍聴し、M&Ａ案件の検討においては、適宜適切な助言を実施しました。 また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。
社外取締役（監査等委員） 山田政雄	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、また、監査等委員会13回のうち12回に出席しました。 ＤＯＷＡホールディングス株式会社代表取締役会長の見識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っており、M&Ａ案件の検討においては、適宜適切な助言を実施しました。 また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。
社外取締役（監査等委員） 伊勢正幸	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、また、監査等委員会13回の全てに出席しました。 長年の経営経験をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、当社経営課題に関する社外取締役間での認識共有に寄与しました。 また、代表取締役社長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査等委員会は、会計監査人の当該事業年度の監査計画の内容、過年度の監査計画及び職務執行状況並びに他社の会計監査人の報酬等の状況について確認し、当該事業年度の会計監査人の報酬等の額の妥当性を検討した結果、当該報酬等の額について同意いたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等の観点から会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を決議するための株主総会の招集の決定を取締役会に要請いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、報酬等の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に２を乗じた額としております。

⑸ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第１項に規定する剰余金の配当に関する事項については、取締役会での決議による旨を定款で定めております。

剰余金の配当等につきましては、業績に応じた適正な利益配分を安定的に行うことを基本方針としております。このことは、当社の関係するすべてのステークホルダーの長期的な利益とも合致するものと認識しております。

株主配当につきましては、自己資本比率の向上を図りつつ、業績に応じた配当を行うよう努力をいたす所存であります。

配当金につきましては、当期は１株当たり60円（中間配当30円、期末配当30円）とさせていただきます。また、次期につきましては、中間配当30円、期末配当30円、合計60円を予定いたしております。

⑹ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本方針を定め、それを全ての取締役及び使用人に周知徹底させる。

ロ）監査・規格管理部を設置する。監査・規格管理部は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価するとともに、維持・改善を図る。

ハ）取締役及び使用人に対し、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会規則等に基づき適切に保存及び管理するとともに当社の取締役が常時閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理責任者を定めリスク管理体制を構築する。リスク管理責任者は当社及び重要な子会社の各部門とともに潜在するリスクの抽出、評価を行い対応策を検討し実行する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は経営会議等を設置し、重要案件については取締役、関連部門責任者等が事前に審議を行うことで取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。

⑤ 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

イ）当社はコンプライアンス基本方針を定め、当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。

ロ）当社の子会社の取締役及び使用人は、親会社の経営会議等に出席し、職務の執行に係る事項を報告する。

ハ）当社は子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

ニ）当社はグループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定し運用する

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、管理統括部が監査等委員会と協議し、必要な人員を配置する。

⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとし､その使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保する。

⑧ 監査等委員会の⑥の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては監査等委員会の指示にのみ従うものとする。

⑨　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

イ）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に重大な損害を与える事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、当社又は子会社の取締役及び使用人による重大な違反又は不正行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

ロ）当社及び子会社は、当社の監査等委員会への適切な通報体制を確保するものとする。

ハ）当社の監査等委員会は必要に応じて当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して直接説明を求めることができる。

ニ）上記イ）からハ）の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いをしてはならないものとし、適切に運用するものとする。

⑩　当社の監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じるものとする。

⑪　その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ）当社及び子会社の取締役及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

ロ）代表取締役は監査等委員会と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　職務執行の適正性および効率性の向上

当事業年度は14回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、取締役会の監督機能及び経営体制の一層の強化を図るため、2016年６月23日に監査等委員会設置会社へ移行しております。

②　当社及び子会社における業務の適正性の確保

当社の取締役が子会社の役員に就任し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、監査・規格管理部が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

③　監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は監査等委員会を13回開催し、社外取締役を含む監査等委員は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、監査等委員である取締役は代表取締役、会計監査人及び監査・規格管理部との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

⑺ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株式は上場株式であることから、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者も株主の皆様の意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断も最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上のために、次のような取組みを実施しております。

ａ．企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社は、2011年10月に純粋持株会社体制に移行し、主要な連結子会社として、地球環境に配慮した配管機器をＣＫブランドで提供するユニークなメーカーであるシーケー金属株式会社と、日本最大の黄銅棒・線メーカーであるサンエツ金属株式会社を有し、戦略的なグループ経営に集中・特化しております。当社グループの主力事業領域である、「伸銅事業」「精密部品事業」「配管・鍍金事業」における国内市場は、今後、長期的に縮小均衡を模索するものと思われ、業界再編が避けられない状況にあります。

このような経営環境に対応すべく、当社グループでは、同業他社とのM＆Ａによる展開を積極的に推進する一方で、経営理念として、「（a）良いものだけを、安く、早く、たくさん生産することで、社会に貢献します。（b）努力するに値するプロの仕事と、働きがいのある職場を提供することで、社会に貢献します。（c）期待され、期待に応え、期待を超えるため、

弛みない努力を重ねます。」を掲げ、『地味だけど凄い価値の創造』を目指してまいります。

ｂ．コーポレート・ガバナンスの充実への取組み

経営の透明性、効率性、健全性を通して、企業理念の実現を図り企業価値を高め、社会的責任を果たしていくことが当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であります。

また、当社は、企業理念に基づき経営の効率化や経営のスピード化を徹底し経営目標達成のために、正確な情報収集と迅速な意思決定ができる組織体制や仕組み作りを常に推進しております。

株主・投資家の皆様をはじめ、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーへ迅速かつ正確な情報開示に努め、2016年６月23日開催の定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することで、これまで以上に透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を目指していきたいと考えております。この一環として以前から社外役員を選任しており、現在も社外取締役４名を選任しております。

このような考え方に基づいて、（a）取締役会による経営に関する重要事項の決定と各部門の業務執行の監督、（b）社長直轄の監査・規格管理部による内部監査の実施、（c）監査等委員会による取締役の職務執行についての監査、監督、（d）「ＣＫサンエツグループコンプライアンス基本方針」「ＣＫサンエツグループ行動規範」「公益通報者保護規程」の整備等による法令遵守体制およびリスク管理体制の強化、（e）内部統制体制の整備と業務プロセス改善、等の施策を実行しております。

今後もこうした方針と施策を継続して、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以上のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現にも資するものと考えております。

③　会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は、2018年5月10日に開催された当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を以下のとおり決定し、2018年6月21日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただき更新しております。その概要は以下のとおりです。

ａ．本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等をいい、かかる買付行為または合意等を行う者を「大規模

買付者」といいます。

ｂ．大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）または、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

ｃ．大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置を講ずることがあります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、新株予約権の無償割当てその他の法令および定款の下にてとりうる合理的施策等、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。

ｄ．対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続き

対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

対抗措置を講ずる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

ｅ．本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2021年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの更新（一部修正したうえでの更新を含む。）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

更新後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.cksanetu.co.jp）に掲載しております。

④　本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

ａ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえたものとなっております。

ｂ．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記③に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ｃ．株主意思を反映するものであること

本プランは、2018年6月21日に開催した当社株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本プランについて議案としてお諮りし原案どおりご承認いただきましたので、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、本プラン導入後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

ｄ．独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記③に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

ｅ．デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもございません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**44,606**	**流動負債**	**23,365**
現金及び預金	1,735	支払手形及び買掛金	6,922
受取手形及び売掛金	23,436	短期借入金	12,300
商品及び製品	5,349	未払金	217
仕掛品	6,683	未払費用	893
原材料及び貯蔵品	5,560	未払法人税等	247
前払費用	52	未払消費税等	112
未収還付法人税等	435	賞与引当金	1,026
未収消費税等	370	設備関係支払手形	408
その他	1,052	その他	1,237
貸倒引当金	△69	**固定負債**	**2,365**
固定資産	**21,538**	繰延税金負債	374
有形固定資産	**17,825**	再評価に係る繰延税金負債	280
建物及び構築物	6,502	退職給付に係る負債	1,439
機械装置及び運搬具	3,738	その他	270
土地	6,908	**負債合計**	**25,731**
建設仮勘定	227	**純資産の部**	
その他	447	**株主資本**	**34,669**
無形固定資産	**698**	**資本金**	**2,756**
のれん	290	**資本剰余金**	**4,351**
ソフトウエア	376	**利益剰余金**	**28,381**
その他	31	**自己株式**	**△820**
投資その他の資産	**3,014**	**その他の包括利益累計額**	**554**
投資有価証券	1,479	**その他有価証券評価差額金**	**26**
退職給付に係る資産	16	**土地再評価差額金**	**565**
繰延税金資産	1,423	**為替換算調整勘定**	**△36**
その他	96	**退職給付に係る調整累計額**	**0**
貸倒引当金	△1	**非支配株主持分**	**5,189**
資産合計	**66,145**	**純資産合計**	**40,413**
		負債純資産合計	**66,145**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**69,130**
売上原価	**59,633**
売上総利益	**9,496**
販売費及び一般管理費	4,104
営業利益	**5,392**
営業外収益	**736**
受取利息	2
受取配当金	175
雇用調整助成金	245
その他	313
営業外費用	**5,706**
支払利息	10
デリバティブ損失	5,249
デリバティブ評価損	257
その他	189
経常利益	**422**
特別利益	**223**
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	0
補助金収入	221
特別損失	**82**
固定資産除却損	75
投資有価証券評価損	7
税金等調整前当期純利益	**563**
法人税、住民税及び事業税	736
法人税等調整額	△571
当期純利益	**399**
非支配株主に帰属する当期純利益	**224**
親会社株主に帰属する当期純利益	**174**

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,425**	**流動負債**	**1,013**
現金及び預金	757	未払金	4
短期貸付金	2,665	未払費用	17
その他	3	未払法人税等	64
固定資産	**15,071**	未払消費税等	18
有形固定資産	**4,829**	仮受金	894
建物	1,769	預り金	13
構築物	41	**固定負債**	**1,912**
機械装置	0	長期未払金	214
工具器具及び備品	4	再評価に係る繰延税金負債	280
土地	3,014	退職給付引当金	1,417
投資その他の資産	**10,242**	**負債合計**	**2,926**
投資有価証券	834	**純資産の部**	
関係会社株式	8,789	**株主資本**	**14,968**
繰延税金資産	553	**資本金**	**2,756**
その他	64	**資本剰余金**	**3,111**
貸倒引当金	△0	資本準備金	2,671
		その他資本剰余金	440
		利益剰余金	**9,920**
		利益準備金	52
		その他利益剰余金	9,868
		固定資産圧縮積立金	48
		別途積立金	3,000
		繰越利益剰余金	6,819
		自己株式	**△820**
		評価・換算差額等	**602**
		その他有価証券評価差額金	**37**
		土地再評価差額金	**565**
		純資産合計	**15,571**
資産合計	**18,497**	**負債純資産合計**	**18,497**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**1,078**
売上総利益	**1,078**
販売費及び一般管理費	610
営業利益	**467**
営業外収益	**453**
受取利息	12
受取配当金	427
その他	13
営業外費用	**1**
その他	1
経常利益	**920**
特別損失	**7**
固定資産除却損	0
投資有価証券評価損	7
税引前当期純利益	**913**
法人税、住民税及び事業税	191
法人税等調整額	△33
当期純利益	**754**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社ＣＫサンエツ
　取締役会　御中

EY新日本 有限責任監査法人
富　山　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　田　健　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　宅　孝　典　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社CKサンエツの２０２０年４月１日から２０２１年3月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CKサンエツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社ＣＫサンエツ
　取締役会　御中

EY新日本 有限責任監査法人
富　　山　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　田　健　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　宅　孝　典　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社CKサンエツの２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの２０２０年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの2020年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門である監査・規格管理部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び関係箇所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主要な子会社の取締役会に出席し、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、主要な子会社の本社及び工場・支店等に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
（1）事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月21日

株式会社ＣＫサンエツ　監査等委員会
常勤監査等委員　浜田　亘　㊞
監査等委員　桝田和彦　㊞
監査等委員　山田政雄　㊞
監査等委員　伊勢正幸　㊞

（注）　監査等委員浜田亘、桝田和彦、山田政雄及び伊勢正幸は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	釣谷宏行（つりや ひろゆき） （1958年11月12日）	1982年４月　株式会社北陸銀行入行 1986年４月　シーケー金属株式会社入社 1991年９月　同社取締役 1996年９月　伏木海陸運送株式会社社外取締役（現任） 1997年４月　シーケー金属株式会社代表取締役社長（現任） 2000年６月　当社代表取締役社長（現任） 2011年10月　サンエツ金属株式会社代表取締役社長（現任） 2011年12月　株式会社リケンＣＫＪＶ代表取締役社長（現任） 2015年６月　日本伸銅株式会社代表取締役会長（現任） 2018年１月　株式会社サンエツ商事代表取締役社長（現任） 2018年５月　株式会社日伸地金代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） サンエツ金属株式会社代表取締役社長 シーケー金属株式会社代表取締役社長 株式会社リケンＣＫＪＶ代表取締役社長 日本伸銅株式会社代表取締役会長 伏木海陸運送株式会社社外取締役	44,500株
【選任理由】 長年にわたり当社グループの経営に携わり、事業拡大に努めるとともに経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしており、今後においても経営全般にわたる高い見識に基づき適切な経営判断が行われ、当社グループの更なる発展に寄与するものと判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	釣谷伸行（つりや のぶゆき） (1961年3月25日)	1983年４月　日産自動車株式会社入社 2001年６月　当社取締役営業本部副本部長 2001年９月　シーケー金属株式会社取締役 2002年４月　当社常務取締役営業本部長 2005年１月　三越金属（上海）有限公司董事長 2007年７月　当社専務取締役営業本部長 2011年10月　専務取締役営業管掌（現任） 2011年10月　サンエツ金属株式会社専務取締役営業本部長（現任） 2011年10月　シーケー金属株式会社専務取締役（現任）	45,100株
【選任理由】 当社グループの営業部門の統括責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。			
3	大橋一善（おおはし かずよし） (1970年９月３日)	1998年１月　シーケー金属株式会社入社 2007年９月　同社取締役技術部長 2010年10月　同社常務取締役（現任） 2011年６月　当社取締役 2011年10月　常務取締役技術・品質管理部長 2012年４月　株式会社リケンＣＫＪＶ常務取締役開発部門長（現任） 2016年６月　当社常務取締役技術・開発管掌（現任） 2018年６月　サンエツ金属株式会社常務取締役技術部門長（現任）	7,900株
【選任理由】 当社グループの技術開発部門の統括責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	原田 孝之（はらだ たかゆき） (1971年7月9日)	1994年10月　当社入社 2007年10月　砺波工場長 2011年10月　サンエツ金属株式会社砺波工場長 2012年６月　同社取締役新日東事業所長兼工場長 2014年４月　日本伸銅株式会社顧問 2014年６月　同社取締役製造副本部長 2014年７月　同社取締役製造本部長 2015年４月　同社取締役堺工場長 2016年６月　同社代表取締役社長 2019年６月　当社取締役製造管掌 2019年６月　サンエツ金属株式会社取締役砺波事業所長 2020年６月　当社常務取締役製造管掌（現任） 2020年６月　サンエツ金属株式会社常務取締役砺波事業所長 2020年11月　同社常務取締役製棒事業部長（現任）	12,400株
【選任理由】 当社グループの製造部門の統括責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。			
5	松井 大輔（まつい だいすけ） (1974年11月8日)	1997年４月　株式会社北陸銀行入行 2005年10月　当社入社 2011年６月　取締役管理本部長 2011年10月　取締役財務・企画部長 2011年10月　サンエツ金属株式会社取締役管理本部長 2013年６月　当社取締役管理統括部長 2013年６月　サンエツ金属株式会社取締役管理統括部長 2014年４月　日本伸銅株式会社顧問 2014年６月　同社常勤監査役 2015年６月　当社取締役管理統括部長（現任） 2015年６月　サンエツ金属株式会社取締役管理統括部長（現任） 2015年６月　日本伸銅株式会社取締役（現任）	5,900株
【選任理由】 当社グループの財務および管理部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	井波 栄三郎（いなみ えいさぶろう） (1958年12月1日)	1994年12月　浅野化学工業株式会社入社 1997年４月　シーケー金属株式会社取締役 2009年６月　当社取締役監査室長 2011年10月　取締役監査・規格管理部長 2013年６月　常勤監査役 2016年６月　取締役（常勤監査等委員） 2017年６月　取締役監査・規格管理部長（現任）	39,600株
【選任理由】 監査・規格管理部長として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。			

（注）１．候補者釣谷宏行氏は日本伸銅株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社との間で、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引、当社が契約しているグループ役員賠償責任保険契約に対する同社負担金の受取、及び業績連動型株式報酬制度に対する同社負担金の受取を行っております。

また、同氏はシーケー金属株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間で、不動産の貸付、経営指導、総務経理業務委託契約に基づく取引、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引、及び業績連動型株式報酬制度に対する同社負担金の受取を行っております。

また、同氏は株式会社リケンCKJVの代表取締役社長であり、当社は同社との間で、不動産の貸付、経営指導業務委託契約に基づく取引、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引を行っております。

その他の候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

２．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役山田政雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
山田（やまだ）　政雄（まさお） （1953年11月15日）	1978年４月　同和鉱業株式会社（現　DOWAホールディングス株式会社）入社 2009年６月　同社代表取締役社長 2018年６月　同社代表取締役会長（現任） 2019年３月　藤田観光株式会社社外取締役（現任） 2019年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） DOWAホールディングス株式会社代表取締役会長 藤田観光株式会社社外取締役	0株
【選任理由及び期待される役割の概要】 長年にわたる企業経営の実績と非鉄業界全般に関する豊富な知見を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したことに加え、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督することを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。		

（注）１．山田政雄氏は、DOWAホールディングス株式会社代表取締役会長で、同社子会社DOWAメタルテック株式会社の子会社である豊栄商事株式会社と、当社子会社サンエツ金属株式会社との間で、黄銅製品の取引がございますが、取引額は年間24百万円であり、同氏が当社の監査等委員である社外取締役としての職務を遂行するうえで、支障または問題となる特別の利害関係はありません。

２．山田政雄氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．山田政雄氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、２年となります。

４．当社は山田政雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。山田政雄氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

５．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決議に基づき新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は現在の会計監査人の監査継続年数が長期にわたっていることから、他の監査法人と比較検討を実施いたしました。仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査に必要とされる独立性、専門性、適切性及び品質管理体制を総合的に検討した結果、会計監査が適正に行われる監査体制を備えていることに加えて、新たな視点での監査が期待できることにより、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（2021年３月31日現在）

名　　称	仰星監査法人
事　務　所	（主たる事務所） 東京都千代田区四番町６　東急番町ビル11階 （その他の事務所） 大阪府大阪市中央区安土町二丁目３番13号　大阪国際ビルディング12階 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目４番10号　名古屋クロスコートタワー12階 石川県金沢市南町５番20号　中屋三井ビルディング６階
沿　　革	1990年９月　北斗監査法人設立 1999年10月　東京赤坂監査法人と合併し、東京北斗監査法人に名称変更 2006年10月　監査法人芹沢会計事務所と合併し、仰星監査法人に名称変更 2011年７月　明澄監査法人と合併し、北陸事務所を開設 2014年７月　明和監査法人と合併 現在に至る

概　　要	資本金　154百万円 構成人員　社員（公認会計士）　44名 （うち代表社員　10名） 職員（公認会計士）　191名 （公認会計士試験合格者）　80名 （その他）　37名 合　計　352名
国　際　業　務	Nexia International（ネクシア・インターナショナル）に加盟

（注）仰星監査法人が選任された場合、当社は、同法人との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第４号議案　取締役に対する株式報酬制度の変更及び継続の件

１．提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由提案の理由

当社の取締役の報酬（社外取締役及び監査等委員である取締役ではない取締役の報酬を指します。）は、「基本報酬」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」につきましては、2016年６月23日開催の平成27年度定時株主総会において、2017年３月末日に終了する事業年度から2021年３月末日に終了する事業年度までの５事業年度を対象としてご承認いただき運用しておりますが、本議案は、取締役を対象に、上記「株式報酬」に係る制度の内容を一部変更したうえで継続することについてご承認をお願いするものです（以下変更後の制度を「本制度」といいます。また、本制度の対象となる取締役からは、社外取締役及び監査等委員である取締役は除かれます。以下同じ。）。なお、その詳細につきましては、後記２．の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としております。

具体的には、2016年６月23日開催の平成27年度定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額（年額400百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠で、2022年３月末日に終了する事業年度から2026年３月末日に終了する事業年度までの５事業年度（以下、「対象期間」といいます）の間に在任する取締役に対して、変更後の本制度による株式報酬を支給いたします。

本制度の継続目的は上記のとおりであり、当社は2021年１月20日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、同年５月21日開催の取締役会において当該決定方針の一部を変更しているところ、その概要は本招集ご通知に記載のとおりでありますが、本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりませんので、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は６名となります。

2．本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が設定する信託（以下、「本信託」といいます）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に従って各取締役に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）
② 対象期間	2022年３月末日に終了する事業年度から2026年３月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	金375百万円
④ 当社株式の取得方法	取引所市場（立会外取引を含む。）を通じて又は自己株式処分を引き受ける方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	１事業年度当たり37,500ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（2）当社が拠出する金銭の上限

当社は、変更前の本制度運用のために設定済みである本信託につき、信託期間を延長し、対象期間である５事業年度中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、金375百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出（追加信託）します。

本信託は、本信託内の金銭（前記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。なお、当社の子会社においても本制度と同様の株式報酬制度を導入（あるいは継続）した場合には、同制度に基づき当社の子会社の取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金としてもあわせて追加信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、５事業年度以内の期間を都度定めて対象期間を延長するとともに、これに伴い、信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した対象期間の事業年度数に金75百万円を乗じた金額を上限とする金銭を追加拠出し、後記（3）①のポイント付与及び後記（3）③の当社株式の交付を継続することがあります。

また、前記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① ポイントの付与方法

当社は、当社の取締役会で定める株式交付規程（なお、既に制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しています。）に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

但し、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、１事業年度当たり37,500ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

各取締役は、前記①で付与されたポイントの数（ただし、本制度の変更前に付与されたポイントがある場合には当該ポイントを含みます。）に応じて、後記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が当社に損害を与えたことに起因して解任された場合には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、１ポイントは当社株式１株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合・株式無償割当てが生じた場合には、１ポイント当たりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③　当社株式の交付手続

各取締役は、原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

（4）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（5）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2018年6月21日に開催された当社2017年度定時株主総会において、株主の皆様から当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）の更新をご承認いただきました。旧プランは、本株主総会終結の時をもって有効期間が満了することから、2021年5月21日に開催された当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を本株主総会における株主の皆様のご承認を条件として更新することを決議いたしました。

つきましては、本プランの更新につき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

１．会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株式は上場株式であることから、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者も株主の皆様の意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断も最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2．本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

（1）本プランの目的および必要性

本プランは、大規模な買付行為や買付提案について、①実行前に大規模な買付を行う者に対して、必要かつ十分な情報の提供を求め、②当社が当該大規模な買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、③株主の皆様への当社経営陣の計画や代替案等の提示および必要に応じて大規模な買付を行う者との交渉を行うことにより、株主の皆様に必要かつ十分な情報および時間を提供し、株主の皆様が当該大規模な買付等に応ずるか否かの適切な判断を行うことができるようにすることを目的としています。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴うような買収行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、前述のとおり、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆様や取締役会が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付等がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを更新することといたしました。

本プランの概要（フロー）につきましては、別紙1をご参照ください。

（2）本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、(ⅰ)特定株主グループ(注1)の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、(ⅱ)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会

が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）または（ⅲ）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注4）（以下、かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

（ⅰ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、

（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

（ⅰ）特定株主グループが、注1の（ⅰ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、

（ⅱ）特定株主グループが、注1の（ⅱ）記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

注4：共同して当社株券等を取得し、もしくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

（3）独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づ

き、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役または社外有識者（注5）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プラン更新時における独立委員会の委員は、社外取締役の桝田和彦氏、同じく山田政雄氏、社外有識者としての本村健氏、同じく蔵島大造氏の4名が就任する予定です。（略歴につきましては、別紙3をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注5：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

（4）大規模買付ルールの概要

①大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

（a）大規模買付者の名称、住所
（b）設立準拠法
（c）代表者の氏名
（d）国内連絡先
（e）提案する大規模買付行為の概要
（f）本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じ、その内容についても公表します。

②大規模買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記（4）①（a）～（f）までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様の判断および取締役会の意見形成のために大規模買付者から当社取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を当該大規模買付者に交付します。そして、大規模買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

（a）大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

（b）大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）および当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）

（c）大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

（d）大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容

（e）大規模買付行為の買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

（f）大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

（g）大規模買付行為の完了後に想定している当社および当社グループの役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等ならびにそれら計画等の裏付けとなる根拠

（h）大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容
（i）当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
（j）反社会的勢力（反市場勢力を含みます。以下同じとします。）該当性および反社会的勢力との関係に関する情報
（k）その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な回答期限を設けたうえで、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、独立委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記③の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

③当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動の勧告または対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動または株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、株主の皆様に対して適時・適切に開示いたします。

（5）大規模買付行為が実施された場合の対応方針

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令および当社定款が認める対抗措置を講ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の（a）から（i）のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、必要に応じて株主総会の承認を得たうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記①に記載の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

（a）真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

（b）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合
（c）当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っていると判断される場合
（d）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合
（e）大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
（f）大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
（g）大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
（h）大規模買付者による支配権獲得により、当社の株主の皆様はもとより、当社グループの持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
（i）大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

③取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記①または②において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、新株予約権の無償割当てその他の法令および当社

定款の下にてとりうる合理的施策(注6)等その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動もしくは不発動の勧告または対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行う場合、または独立委員会から対抗措置の発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主総会にこれを諮るべきと判断した場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

注6：具体的には、株主総会において大規模買付者に対し大規模買付行為の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。

④大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記（4）①に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

⑤対抗措置発動の停止等について

上記③において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動

が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

（6）本プランが株主の皆様に与える影響等

①大規模買付ルールが株主の皆様に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切なご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記（5）に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

②対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記（5）に記載した対抗措置を講ずることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込むことなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きを取ることを決定した場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した

新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

③対抗措置発動に伴い株主の皆様に必要となる手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

（7）本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会での株主の皆様のご承認を条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は2024年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランは、本株主総会において更新が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

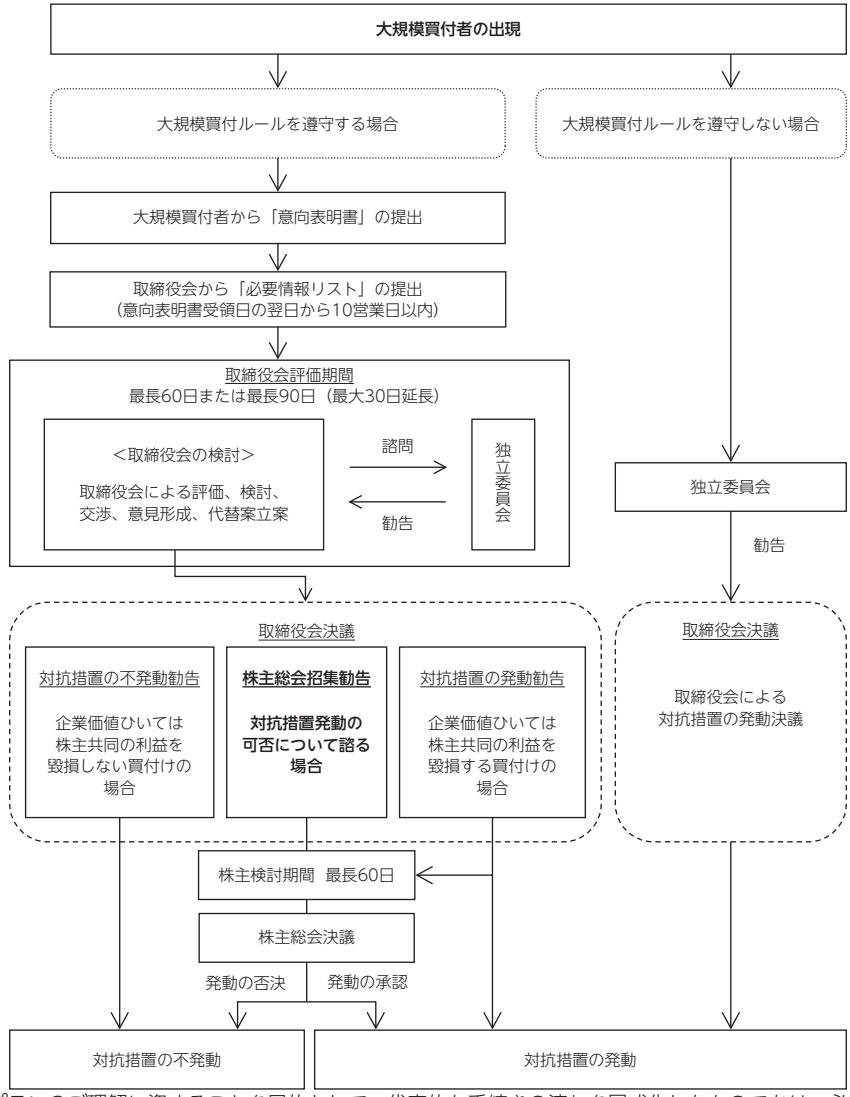
また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社の上場する金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。

以　上

（別紙１）

本プランの概要　大規模買付開始時のフロー



（注）本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではございません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以　上

（別紙２）

独立委員会規程の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。

・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。

・独立委員会の委員の任期は、本プランの有効期限までとする。ただし、社外取締役である委員の任期は、その社外取締役としての任期が本プランの有効期限より以前に到来する場合は、社外取締役に再任されたときを除き、社外取締役の任期と同じとする。

・独立委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。

①大規模買付者に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法令および当社定款が認める対抗措置の発動または不発動
②対抗措置の発動に伴う株主総会開催の要否
③大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他の対抗措置の停止等
④前三号に準じる重要な事項
⑤その他、取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項

・独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができるものとする。

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき必要情報の決定
③必要情報の提供完了の決定
④大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討

⑤大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合にあたるか否かの決定
⑥本プランの修正または変更の承認
⑦その他取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。

・独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以　上

（別紙３）

独立委員会の委員略歴

本プラン更新時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

桝田和彦（ますだかずひこ）当社社外取締役

略　歴　1942年 ４月生
1996年 ６月　住友軽金属工業株式会社取締役就任
2004年 ６月　同社代表取締役社長就任
2009年 ６月　同社代表取締役会長就任
2009年 ６月　当社社外取締役就任
2010年 ６月　積水樹脂株式会社社外取締役就任
2013年 ６月　住友軽金属工業株式会社相談役就任
2013年 10 月　株式会社ＵＡＣＪ相談役就任
2014年 ６月　ＴＯＴＯ株式会社社外取締役就任
2016年 ６月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）
2016年 ６月　株式会社ＵＡＣＪ名誉顧問就任（現任）
現在に至る

※桝田和彦氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

山田政雄（やまだまさお）当社社外取締役

略　歴　1953年 11 月生
1978年 ４月　同和鉱業株式会社（現　ＤＯＷＡホールディングス株式会社）入社
2009年 ６月　同社代表取締役社長就任
2018年 ６月　同社代表取締役会長就任（現任）
2019年 ３月　藤田観光株式会社社外取締役就任（現任）
2019年 ６月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）
現在に至る

※山田政雄氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

本村 健（もとむらたけし）弁護士
略　歴　1970年 8 月生
1997年 4 月　弁護士登録・岩田合同法律事務所入所（現任）
2003年 6 月　University of Washington School of Law（LL.M.）
2003年 10 月　ステップトゥ・アンド・ジョンソン法律事務所（Steptoe & Johnson LLP）ワシントン・オフィス勤務
2015年 4 月　最高裁判所司法研修所民事弁護教官
2016年 6 月　株式会社データ・アプリケーション　社外取締役（監査等委員取締役）（現任）
2017年 11 月　アルテリア・ネットワークス株式会社　社外監査役（現任）
2018年 6 月　大井電気株式会社　社外監査役（現任）
2019年 4 月　東京大学客員教授（東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター（IBC）
2019年 12 月　学校法人大妻学院監事（社外）
2020年 4 月　東京大学非常勤講師（東京大学大学院法学政治学研究科）
現在に至る

※本村健氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

蔵島大造（ぞうしまだいぞう）公認会計士
略　歴　1952年 8 月生
1997年 4 月　公認会計士登録・蔵島公認会計士事務所開設
1997年 5 月　税理士開業登録
現在に至る

※蔵島大造氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役桝田和彦氏、社外取締役山田政雄氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以　上

（別紙４）

新株予約権無償割当ての概要

１．新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

５．新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7．新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記６.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

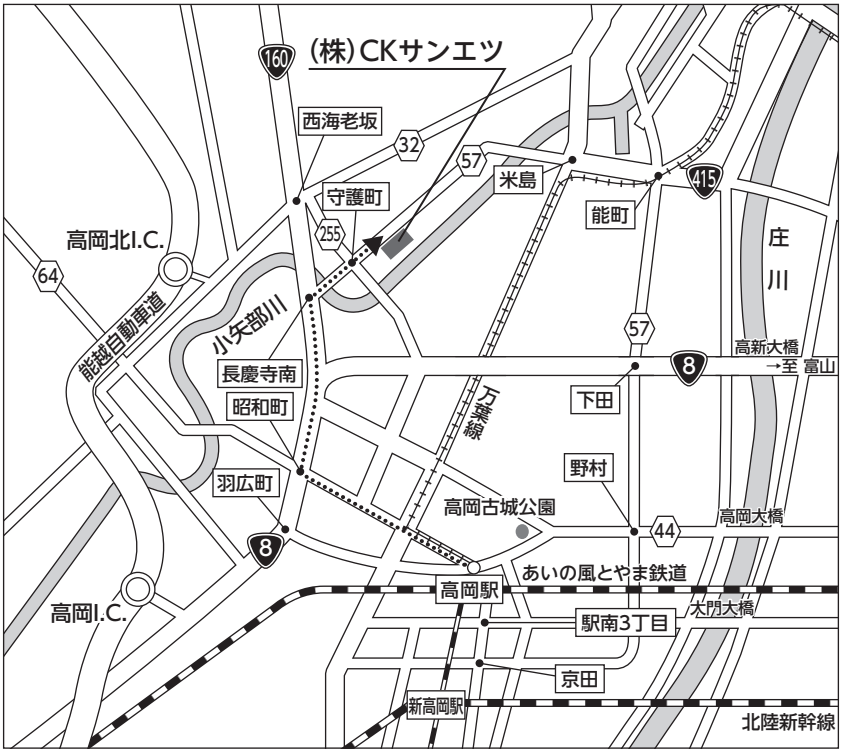
以　上

株主総会会場ご案内図

会場：富山県高岡市守護町二丁目12番１号

株式会社ＣＫサンエツ　本社事務所棟　３階　大会議室

（事務所棟は、シーケー金属株式会社と兼用しています。）



交通：能越自動車道高岡北インターより車で10分。
高岡駅より車で15分。
なお、事務所棟は、当社の事業子会社であるシーケー金属株式会社と兼用しております。
また、駐車場は完備しております。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。